

# 勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年京都府条例第27号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

## 第1 令和6年4月の民間給与との比較に基づく改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を416,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を51,600円とすること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当

#### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

#### (イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

#### (ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

1. 0625月分とすること。
- 2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正
  - (1) 給料表  
現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。
  - (2) 期末手当  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

## 第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

- (1) 給料表  
第1の1の(1)による改定後の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第3のとおり改定すること。  
新給料表への切替えは、別表第4の切替要領によること。
- (2) 昇給制度  
行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、当該職員が、職員の給与等に関する条例第6条第1項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- (3) 諸手当
  - ア 扶養手当
    - (ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与等に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。
    - (イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講じること。
  - イ 地域手当  
職員の給与等に関する条例第12条の5の規定による地域手当について、支給期間を異動等の日から3年を経過するまでの間とし、異動等の日から2年を経過する日の翌日から3年を経過する日までの期間の支給割合

を異動等の前に在勤していた地域等に係る地域手当の支給割合に100分の60を乗じて得た割合とすること。

ウ 通勤手当

(7) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(4) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

エ 管理職員特別勤務手当

(7) 管理職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(4) (7)の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、(7)による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

a 管理職員

6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

b 指定職給料表の適用を受ける職員

aの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

オ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

職員の給与等に関する条例第12条の3から第12条の5までの規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給するとともに、その他人事院勧告の趣旨を踏まえた地方公務員に適用される法律の改正に伴って、所要の措置を講じること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

(1) 勤勉手当を支給すること。

(2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、そ

れぞれ任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の改正

暫定再任用職員に対して、職員の給与等に関する条例第12条の3から第12条の5までの規定による地域手当、住居手当、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給するとともに、その他人事院勧告の趣旨を踏まえた地方公務員に適用される法律の改正に伴って、所要の措置を講じること。

### 第3 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のイ及び2の(2)については令和6年6月1日から、第2及び第3の2の(1)については令和7年4月1日から実施すること。

#### 2 経過措置等

##### (1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与等に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

##### (2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。